

社会福祉法人高明会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高明会(以下「当法人」)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(役員等報酬の支給等)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者は除く。

- (1) 理事は、無報酬とする。
- (2) 監事は、年額150千円とする。
- (3) 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、年額の十二分の一の額を毎月28日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程の定めに準じて支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 役員等に費用は支給しない。但し、宿泊を伴う旅費等が生じた場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割計算)

第6条 新たに監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 監事が退任等された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任等の場合の報酬額は、ひと月を30日として日割り計算する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。